

平成27年 3月23日

周南社協要綱第103号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
周南市生活困窮者自立支援事業支援調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 生活困窮者の自立支援を促進することを目的として設置した周南市自立相談支援センター（以下「支援センター」という。）が、相談者本人と協働で作成した支援計画が適切かどうかを判断するとともに、関係機関及び関係者の役割調整並びに事後評価等の検証等を行うため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に周南市生活困窮者自立支援事業支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援調整会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 支援計画の内容に関する協議及び検証
- (2) 支援計画に基づく支援内容の検証及び評価
- (3) 関係機関及び関係者等との連絡調整及び情報の共有
- (4) 社会資源の充足状況の把握と創出に向けた取り組みの検討
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 支援調整会議は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。

- (1) 周南市福祉医療部生活支援課長
- (2) 周南市福祉医療部高齢者支援課長
- (3) 周南市福祉医療部障害者支援課長
- (4) 周南市福祉医療部地域福祉課長
- (5) 周南市こども健康部次世代支援課長
- (5) 周南市社会福祉協議会担当者
- (6) 徳山公共職業安定所担当者
- (7) その他の関係機関の担当者

(代理)

第4条 支援調整会議においては、構成員の代理出席を認めるものとする。

(会長等)

第5条 支援調整会議に会長を置き、本会事務局長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 支援調整会議は、必要に応じて開催するものとする。

- 2 支援調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会長は、必要に応じて、構成員の全部あるいは一部を指名し、招集する。

4 会長が必要と認める場合は、構成員以外の関係機関、団体等の関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援調整会議に出席した者は、支援調整会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。

(資料提出)

第8条 会長は、支援調整会議の開催にあたり、事前に相談者の資料が必要と判断したときは、構成員等に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 支援調整会議の庶務は、本会業務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。